

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)9月3日

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問等の内容	回答	回答日
1	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	ウ	工事計画	「知多市清掃センターの稼働に支障を及ぼさない工事計画とすること。」とありますが、仮施設の建設に並行して、旧知多市清掃センターの地下残置物撤去工事（以下「撤去工事」と言います）を行う計画を想定しています。そのため、仮施設が完成するまでは、知多市清掃センター管理棟の運用に極力支障が生じない範囲で撤去工事を行う計画としてよろしいでしょうか。詳細は着工前に協議させていただきたいと考えています。	知多市清掃センターの管理棟等の解体工事を開始可能となる令和3年2月以前に、知多市清掃センターの管理棟、資源置場、駐車場及び構内道路部分の地下残置物撤去工事を行うことは認められません。令和3年2月以前であっても、これら以外の部分で適切な安全対策を施したうえで地下残置物撤去工事を行うことは、認めます。なお、仮設管理棟を令和3年2月以前に、早期に整備した場合であっても、知多市清掃センター管理棟等の解体工事開始可能時期の変更はありません。	9/3
2	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	ケ	工事計画	知多市清掃センター管理棟から仮設管理棟へのインフラ切替時期等を検討するにあたり、知多市清掃センターの毎年の定期整備、共通休炉および全停電の時期（毎年●月頃等）をご教示願います。	知多市清掃センターの定期整備、共通休炉及び全停電の時期は、次のとおりですが、施設の稼働状況により変更となる可能性があります。 定期整備 1号炉 中間補修工事 5月中旬～（約40日） 年次点検工事 10月中旬～（約50日） 2号炉 中間補修工事 8月中旬～（約40日） 年次点検工事 1月中旬～（約50日） 共通休炉 1月下旬～2月上旬（約10日間） 全停電 2月上旬の日曜日	9/3
3	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	ケ	工事計画	第1回入札説明書等に関する質問回答No.24にて『旧知多市清掃センターの地下構造物の残置は廃掃法の適用を受けない』との回答をいただきましたが、廃掃法上、地下構造物は原則撤去しなければならないものと認識しています。本工事において、廃掃法の適用可否及び地下構造物の残置について、関係諸官庁と協議済であると理解してよろしいでしょうか。また、契約後に、関係諸官庁との協議において地下構造物の撤去について指導を受けた場合、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前段のご質問について、旧知多市清掃センターの地下構造物の残置に関する関係諸官庁との協議については、旧知多市清掃センターの解体時に知多市が実施する必要性があるものと認識しており、第1回質問回答時にも示したとおり、「知多市に確認したところ、解体当時に支持杭やピット底盤などを残置することに関する関係諸官庁との協議・調整を実施したかは確認できませんでした。」との回答を得ております。そのため、「関係諸官庁と協議済」との理解ではなく、「協議済かは不明」と理解していただくことが適切であると考えます。後段のご質問について、ご理解のとおりです。ただし、関係諸官庁との協議が必要となった場合、状況によって組合等が出席するなどの対応を検討しますので、事前に事業者が協議スケジュールを立案し、組合と協議のうえ、関係諸官庁との協議を行うこととします。	9/3
4	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	コ	工事計画	「工事実施区域以外の部分は、原則として本工事の利用は不可とする。ただし、必要最低限の工事車両の通行、道路案内表示の整備などを組合と協議のうえ、組合が認めた場合は工事に利用することができる。」と記載があります。工事期間中に、予め組合様の承諾を得て、一時的に知多市清掃センターの周回道路を経由して、工場棟設置可能区域への資材・機器類の搬出入を行うことは可能でしょうか。ただしその際には、警備員の配置、使用時間帯の制限等で知多市清掃センター搬出入車両への影響が生じないよう十分配慮した上での使用とさせていただきます。	ご質問の内容については、詳細な資材・機器類の搬出入ルート、通行車両の種類及び台数、通行時間帯などの条件により、可能かどうかの判断を行いますので、現時点で判断はできません。ただし、知多市清掃センターの受入時間帯での対応は、不可とします。	9/3
5	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	8	第1章	第2節	2	(1)	表1-2	処理対象物の種類及び 計画処理量	東海市及び知多市における、過去3年程度の月別のごみ搬入量をご教示願います。	東海市及び知多市における過去3年の月別のごみ搬入量について、添付資料-18「ごみ搬入量実績」を追加しましたので、ご確認ください。	9/3

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)9月3日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
6	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	10	第1章	第2節	2	(3)	ア	(7)	搬入車両	知多市清掃センターに出入りする車両のうち、最大寸法の車両の情報をご教示願います。(全長、全幅、全高、前端/後端オーバーハング、軸間距離、最小回転半径等)	知多市清掃センターに出入りする車両の最大寸法等の車両情報について、添付資料-19「知多市清掃センターに係る車両情報」を追加しましたので、ご確認ください。なお、添付資料-19の車両情報については現時点の情報であり、今後、変更する可能性があること、また、知多市清掃センターの稼働を確保する観点から、建設工事期間中の知多市清掃センターに係る構内道路等は余裕を持って確保することに留意してください。	9/3
7	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	30	第1章	第4節	2	(5)	オ		建設発生土の処分	建設発生土の処分について、「本工事で掘削した土砂は、建設事業者が事業実施区域外へ搬出し、適切に処分すること」とありますが、 ① 入札時の条件において、『建設発生土は、全量、汚染土として産廃処分とする』ものと理解してよろしいでしょうか。 ② 実際に建設発生土をすべて場外にて産廃処分とした場合、発生土の受入先の確保が非常に困難になると考えられます。したがって、着工前の土壌汚染対策法の手続きにおいて、建設発生土を全量場外へ産廃処分する必要がなくなった場合には、建設発生土の取り扱いについて協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	① ご理解のとおりです。 ② ご理解のとおりです。	9/3
8	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	32	第1章	第4節	2	(5)	セ		工事に伴う環境調査	建設予定地近隣の工事において、強アルカリ性の湧水が確認されている事例があります。 ① 本工事中の排水処理方法を検討するにあたり、現在実施されている地下水モニタリング深度及び調査結果(水素イオン濃度；pH等)をご教示願います。 ② 地下水の水素イオン濃度を提示いただけない場合、建設予定地の地下水の水素イオン濃度は一般的な数値(pH5~9)と想定するものとし、着工後に強アルカリ性または強酸性の地下水が定常的に湧出した場合、地下水処理対策について別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	① 組合が平成30年度(2018年度)に実施した地下水モニタリング調査業務委託の報告書について、添付資料-20「地下水モニタリング調査業務委託 地下水調査結果報告書」を追加しましたので、ご確認ください。また、参考値となりますが、環境影響評価の地下水の環境基準項目等の調査結果について、添付資料-21「環境影響評価 地下水の環境基準項目等の調査結果【参考値】」を追加しましたので、あわせてご確認ください。 ② 添付資料-21のとおり、本工事で事業実施区域内から発生する地下水は、強アルカリ又は強酸性が定常的に湧出することは考えにくいと想定されます。したがって、そのような場合には、ご理解のとおり、別途協議とします。	9/3
9	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	87	第2章	第5節	1	(2)	オ	(4)	ボイラ鉄骨及び保温ケーシング	「ボイラ鉄骨は独立した構造とし、その水平荷重は建築構造物が負担しないものとする。」とありますが、単独架台よりも共通架台とした方が構造上強度が上がるため、水平荷重は建築構造物が負担しないことを前提に、共通架台とすることも可と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の「ボイラ鉄骨は独立した構造」とは、建築構造物から独立した構造とすることを意図しているものであり、2基のボイラーの架台を共通とすることを妨げるものではありません。	9/3
10	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	106	第2章	第7節	1	(5)			グランドコンデンサ	ライフサイクルコストの低減が見込まれることから、低圧蒸気復水器にグランド蒸気の復水機能を持たせた上で、グランドコンデンサを非設置としてもよろしいでしょうか。	安定的に運転可能であり、地方公共団体から発注された一般廃棄物処理施設(処理方式はストーカ式焼却炉に限る。)での実績があるシステムに限り、ご提案を認めます。	9/3

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)9月3日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
11	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	112	第2章	第8節	5	(3)	キ		誘引通風機 風量調節方式	誘引通風機の風量調節方式は[ダンパ方式及び回転数制御方式]とありますが、炉内圧制御に支障がないことを前提に、回転数制御のみでの提案は可能でしょうか。実績も多数あり、消費電力の低減にもなるため、売電量の増加に対しても有利になります。	地方公共団体から発注された一般廃棄物処理施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る。）での実績がある場合に限り、ご提案を認めます。	9/3
12	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	113	第2章	第8節	6	(4)	オ		排ガス循環用送風機 付属機器 吸気スクリーン	付属機器に「吸気スクリーン」が指定されていますが、吸気箇所がろ過式集じん器以降に限り省略可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	9/3
13	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	116	第2章	第9節	1	(5)	ア		落じんコンベヤ 特記事項	「本装置で「第4節 6 (2)落じんホップ・シュート」で排出された落じんを焼却主灰押出装置又は焼却主灰搬送コンベヤまで搬送すること」とありますが、後燃焼装置からの落じん灰に関して、機器配置上、焼却主灰搬送コンベヤに直接投入する提案は可能でしょうか。直接投入をすることで、機器点数を減らすことができ、メンテナンス上有利になります。	ご提案を認めます。なお、落じんコンベヤ及び焼却主灰押出装置と同様に、可能な限り飛じん発生のない構造としてください。	9/3
14	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	116	第2章	第9節	2	(1)			焼却主灰押出装置 形式	形式は「半湿式」とありますが、安定的に運転可能であり、実績があるシステムに限り、乾式の採用も可とさせていただいてよろしいでしょうか。また、キレートの添加方法も事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	半湿式と同等以上にキレート添加による重金属溶出抑制効果が発揮可能で、また、安定的に処理が可能であり、地方公共団体から発注された一般廃棄物処理施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る。）での実績があるシステムに限り、ご提案を認めます。	9/3
15	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	160	第3章	第1節	2	(1)	イ		土木建築工事仕様 計画基本事項 特記事項 災害対策	「プラントの運営に必要な機能を高潮による浸水想定高さ（T.P. 5.6m）を超える場所に設置するほか、浸水が想定される開口部付近には防水扉又は止水板を設置するなど工場棟建屋内への浸水防止対策を講ずる」とありますが、工場棟建屋内への浸水防止対策が必要なレベルは、T.P. 5.6m以下であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	9/3
16	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	162	第3章	第1節	3	(1)	イ	(イ)	施設配置計画 土地利用計画 造成計画	建設事業者が実施する土壌汚染対策法の手続きとしては、土地の形質変更に係る届出（法及び条例による）のみと考え、この際に要求水準書添付資料-12「地質調査業務委託（その4）報告書」に示されている調査結果以外に改めて再調査を行う必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	添付資料-12「地質調査業務委託（その4）報告書」に記載されている調査は基礎的な調査として実施したものです。土壌汚染対策法等に基づく土地の形質変更に係る届出に際して、建設計画を踏まえ、追加調査の必要性が生じた場合には、事業者において追加調査を実施してください。	9/3
17	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	162	第3章	第1節	3	(1)	イ	(イ)	施設配置計画 土地利用計画 造成計画	本工事で掘削することにより得られる残土は全てふっ素及び砒素の土壌環境基準を超過しているものとして、適切に場外処分を行うこととありますが、ここでの残土とは本工事の掘削で発生する全掘削土と考えるものでしょうか。または、埋戻し、盛土等への流用後の建設残土と考えるとよろしいでしょうか。	要求水準書に記載している「本工事で掘削することにより得られる残土」は、本工事の掘削で発生する全掘削土を意味します。埋戻し、盛土等への流用後の建設残土ではありません。また、第2回入札説明書等に関する質問に対する回答のNo.7も参照してください。	9/3

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)9月3日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
18	要求水準書 第Ⅰ編 設計・ 建設業務編	169	第3章	第2節	2	(3)	ア	(ホ)	各施設計画 管理諸室計画 整備基本方針	見学者が利用する便所について「見学者の利用する各階1箇所以上」とありますが、来館者の利用形態等を考慮し、事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。 例えば、要求水準書第Ⅰ編P.170エントランスホールの表に記載のとおり、エントランスホールについて、駐車場と同一地盤高さに相当規模の面積の確保が困難であり、上階への移動後に待機スペースを確保する計画とした場合、通過ゾーンとなる玄関エントランスへの見学者用便所の配置の有無については、事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。 ご質問の後段の場合、通過ゾーンとなる玄関エントランスへの便所の配置も必要となります。	9/3
		189	第3章	第4節	5	(1)	表3-9	便所設置箇所				
19	要求水準書 第Ⅰ編 設計・ 建設業務編	194	第3章	第6節	3	(2)			解体・撤去工事における配慮事項	知多市清掃センター管理棟の杭は、撤去することで構内道路等に支障がある場合のみ残置し、基本的には撤去するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	9/3
20	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	12	第2章	第2節	(1)				有資格者の配置	「運営事業者は、廃棄物の処理及び…一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として配置すること。」とありますが、地元雇用拡充の観点より、運営期間を通じて、現場総括責任者を地元雇用者から輩出することを目指しますが、本条件より困難になることを懸念しております。つきましては、本項は運営開始時の要件と理解してよろしいでしょうか。	ご質問については、運営期間を通じて、要件を満たすものとします。 ただし、焼却施設の現場総括責任者としての経験を有していなくても、それに準ずる経験を有していると組合が認めた場合は、現場総括責任者として配置することを認めます。	9/3
21	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	15	第3章	第3節	(2)				搬入管理	「運営事業者は、すべての許可業者に対して年1回以上展開検査…組合の承諾を得ること。」とありますが、ご参考までに今現在（入札公告公表時点）の知多市・東海市の許可業者登録数をご教示頂けないでしょうか。 また運営期間を通じて、両市の許可業者が増加し、展開検査の実施時間や頻度が著しく増加した場合の対応に係る追加費用等については、別途協議させていただけますでしょうか。	東海市及び知多市の許可業者数は、次のとおりです。 東海市：19社 知多市：25社 また、両市における許可制度上、運営期間を通じて、両市の許可業者が著しく増加又は減少する可能性は低いことから、展開検査に係る追加費用等の協議を行う予定はありません。	9/3
22	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	15	第3章	第3節	(2)				搬入管理	「運営事業者は、すべての許可業者に対して年1回以上展開検査…組合の承諾を得ること。」とありますが、許可業者が搬入するごみは、可燃ごみと考えてよろしいでしょうか。	許可業者が搬入するごみは、可燃ごみ及び粗大ごみ（可燃）を想定しています。	9/3

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)9月3日

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問等の内容	回答	回答日	
23	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	16	第3章	第10節	(2)		処理生成物の搬出	東海市・知多市共に、清掃センターへの資源物持込みが多い事に関して、質問があります。 ① 資源物（小型家電、びん、缶、ペットボトル、プラ製容器、紙類等）が新施設に持ち込まれた場合、「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ」のいずれかとして計量することになるのでしょうか。 ② 資源物を「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ」として扱わずに、持込みごみと一緒にプラットホームで荷下しする場合、資源物を別途計量して、ごみ処理手数料から差し引くことになるのでしょうか。また、資源物は知多市分・東海市分に分けて管理する必要があるのでしょうか。 ③ ①の場合、それらの資源物は有価物としてSPCの資源化業務の対象になるのでしょうか。	① 現在、東海市、知多市及び組合で協議・調整を進めており、原則として、資源物の持ち込みは避けることとし、持ち込まれた場合には、搬入者に確認のうえ、「ごみ」として受け入れることを想定しております。その際、例えば、小型家電やびん、缶については「不燃ごみ」、ペットボトル、プラ製容器や紙類については「可燃ごみ」として取扱うことになると考えております。 ② ①の回答のとおり、資源物として受け入れる取扱いではないことから、別途計量すること、資源物を別に管理することは考えておりません。 ③ ①の回答のとおり、「ごみ」としての取扱いとなることから、運営事業者の判断において有価物となる場合には、運営事業者が適正に管理、保管し、資源化業者に引き渡すこととなります。	9/3	
24	様式集	様式 6-4	要求水準に対する設計仕様書						「要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編」は、第1回質問回答後に修正されていますが、様式6-4にはその修正が反映されておられません。 お手数ですが、様式6-4についても修正を反映したものを送付いただけますでしょうか。	修正が反映された様式6-4は、第2回入札説明書等に関する質問に対する回答と併せて公表します。	9/3
25	様式集	様式 6-4	要求水準に対する設計仕様書						様式6-4「要求水準に対する設計仕様書」に関して、提示していただいたエクセルデータ内には、要求水準書第Ⅰ編の設計・建設業務編のみで第Ⅱ編の運営業務編が含まれていません。 第Ⅰ編の設計・建設業務編のみの提出で、第Ⅱ編の運営業務編は提出不要との理解でよろしいですか。	第Ⅱ編の運営業務編についても提出をお願いします。なお、様式6-4の修正版は、第2回入札説明書等に関する質問に対する回答と併せて公表します。	9/3
26	様式集	様式 7-4	ウ 地域貢献					両市内企業への発注予定額	「市外企業①」と「市外企業②と市内企業③の甲型JV」で乙型JVを組む場合、下記内容について、それぞれ両市内企業への発注額はどのようにカウントされるのか、確認させてください。 a) 市外企業①の分担範囲から市内企業に発注する場合は、発注金額を全額両市内発注額としてよろしいでしょうか。 b) 甲型JVの分担額に市内企業③の出資比率を乗じた金額が、市内企業③を対象とした両市内発注額に該当することよろしいでしょうか。 c) 甲型JVの分担範囲から別の市内企業（市内企業④）に発注する場合、市内企業④を対象とした両市内発注額は、どのようにカウントされるのでしょうか。	a) ご理解のとおりです。 b) c)の回答を参照ください。 c) 市内企業③及び市内企業④を対象とした両市内発注額は、両者の本店所在地が次のいずれかの場合で算出方法が異なります。 【前提条件】 A円：甲型JVの分担額 B円：市内企業④への発注金額 【ア 市内企業③：両市内、市内企業④：両市内】 ・市内企業③を対象とした両市内発注額 A円×（市内企業③のJV出資比率） ・市内企業④を対象とした両市内発注額 B円×{1-（市内企業③のJV出資比率）} 【イ 市内企業③：両市内、市内企業④：両市以外】 アと同様 【ウ 市内企業③：両市以外、市内企業④：両市内】 ・市内企業③を対象とした両市内発注額 A円×（市内企業③のJV出資比率）- B円×（市内企業③のJV出資比率） ・市内企業④を対象とした両市内発注額 B円 【エ 市内企業③：両市以外、市内企業④：両市以外】 アと同様	9/3

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)9月3日

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問等の内容	回答	回答日
27	様式集	様式 7-4	ウ	地域貢献			両市内企業への発注予定額	両市内企業（本店が両市内へ所在する企業）と両市内企業（本店が両市以外に所在する企業）が市外企業と甲型JVを組む場合、下請企業①（本店が両市内へ所在する企業）、下請け企業②（本店が両市外へ所在する企業）に対してそれぞれの様にカウントされるのでしょうか。	ご質問の場合、両市内企業への発注額は次のとおり算定します。 【前提条件】 ・両市内企業（本店が両市内へ所在する企業）の出資比率：a ・両市内企業（本店が両市以外に所在する企業）の出資比率：b ・市外企業の出資比率：c ・甲型JVの分担額：X ・下請企業①への発注金額：Y ・下請企業②への発注金額：Z 【各企業の両市内発注金額】 ・両市内企業（本店が両市内へ所在する企業） $X \times a$ ・両市内企業（本店が両市以外に所在する企業） $X \times b - Y \times b$ ・下請企業① $Y \times (1 - a)$ ・下請企業② $Z \times (1 - a - b)$	9/3
28	様式集	様式 7-4	ウ	地域貢献			両市内企業への発注予定額	登記上の本店が両市外であっても、本社機能が両市内にある企業の場合は、その企業を「本店が両市内へ所在する企業」として扱ってよろしいでしょうか。	「本店が両市内に所在する企業」とは、登記上の本店が両市内に所在する企業とします。	9/3
29	様式集	様式 7-4	ウ	地域貢献			両市内企業への発注予定額	「両市内企業（本店が両市以外）」については、支店・営業所・事業所等の区別は問わず、両市内に事務所を保有している企業全てが含まれると解釈してよろしいでしょうか。	両市内に所在する事務所（本店以外）が契約当事者である場合、支店・営業所・事業所等の区別は問わず、両市内企業（本店が両市以外）に該当します。	9/3
30	様式集	様式 7-4	ウ	地域貢献			雇用を予定する両市内在住者の人員及び人件費	「人件費単価」及び「人件費」については、会社負担分の福利厚生を除く雇用者本人への支給予定額を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、入札説明書添付資料-4「9 提案両市内雇用者給与未達減額措置」のとおり、組合は提案両市内雇用者給与達成状況を確認します。	9/3
31	提出資料の作成要領	6	2	(6)			事業提案書	特別高圧の接続検討回答書は、1部提出させていただくことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	9/3